

議案第67号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

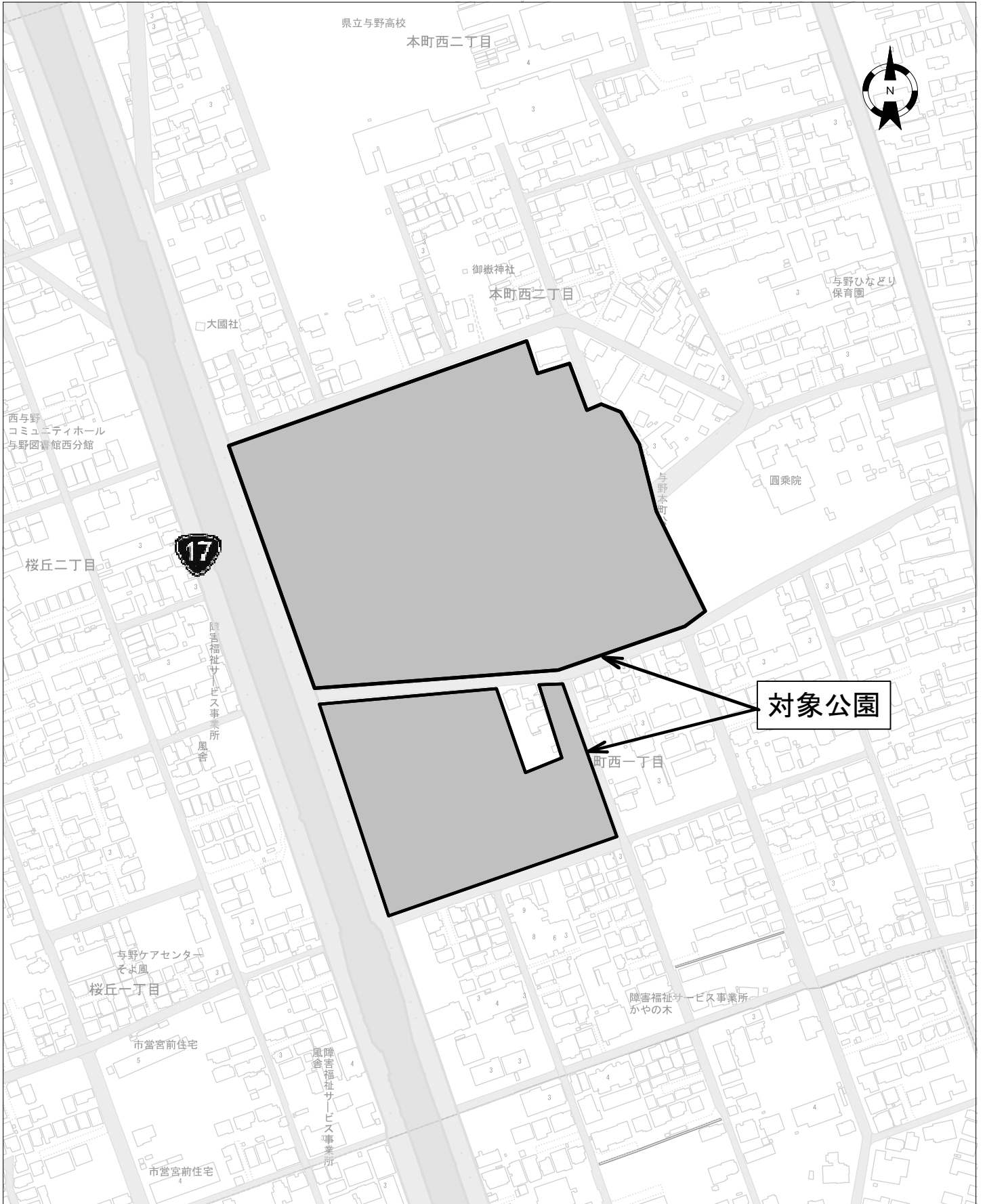
- 1 物件の表示 さいたま市中央区本町西1丁目1670番1ほか
与野公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設
- 2 取得先 さいたま市南区文蔵1丁目19番17号
大和リース株式会社さいたま支店
支店長 古賀 章
- 3 取得価格 241,500,000円
- 4 取得理由 都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公募設置管理制度で実施中の与野公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設を市が取得するため。

(参考)

物件の概要

所在地	さいたま市中央区本町西1丁目1670番1ほか
特定公園施設の概要	園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設等

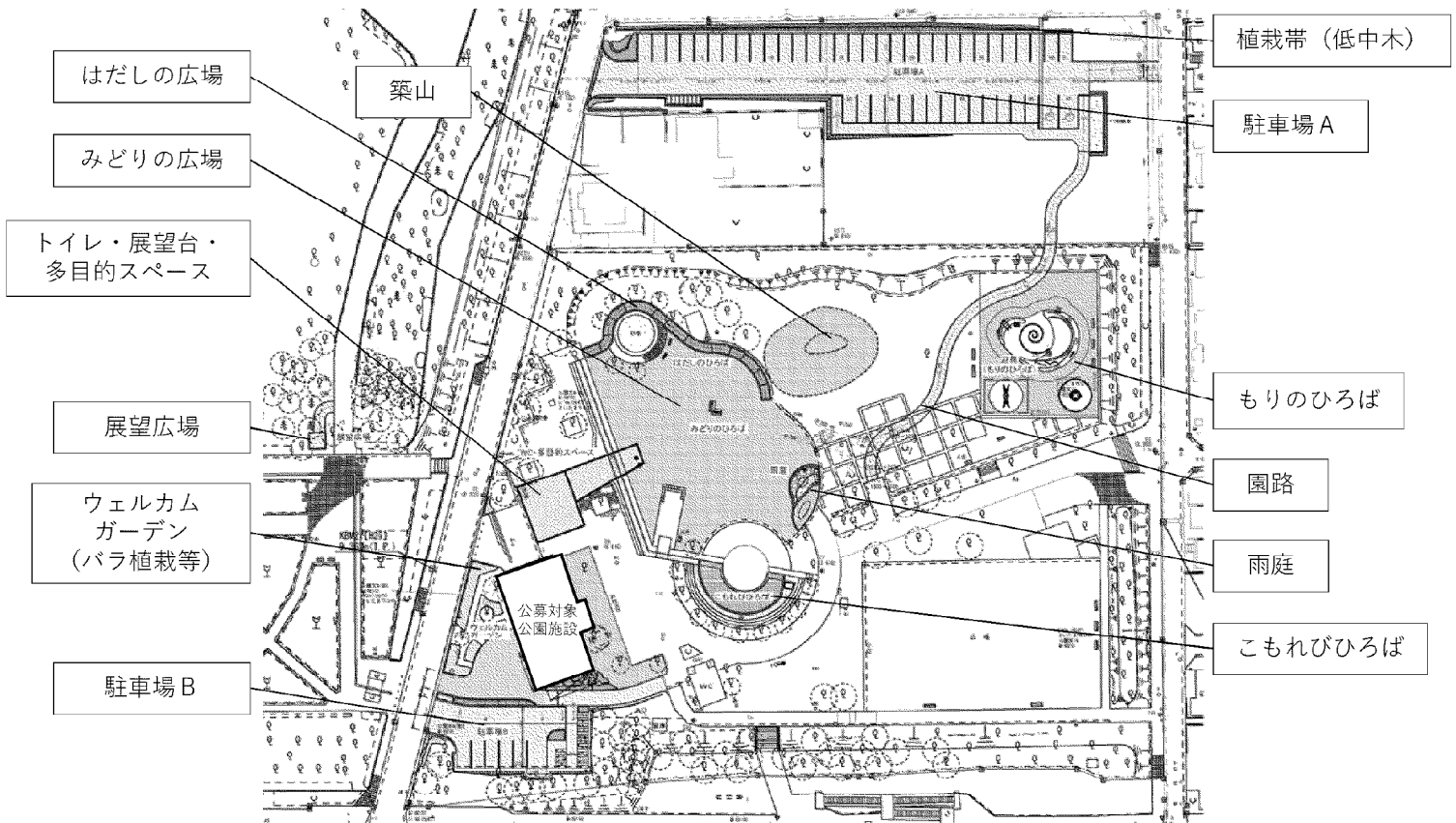
案内図



0

150m

見取図



- ※1 公募対象公園施設は、譲渡を受けるものではありません。
- ※2 見取図は、今後の工事の進捗等により変更となる可能性があります。